

明代海外諸国の通事について

松浦 章

I 緒言

中国は古代より諸外国と通好を保持してきたが、その直接の接触において最初に当たったのが当時の通訳であったことは想像に難くない。

『元史』卷二百五、列傳第九十二、姦臣、桑哥に、

桑哥、膽巴國師之弟子也。能通諸國言語、故嘗為西蕃譯史。為人狡黠豪橫、好言財利事、世祖喜之。及後貴幸、乃諱言師事膽巴而背之。至元中、擢為總制院使。總制院者、掌浮圖氏之教、兼治吐蕃之事。

とあり、のちに元の世祖フビライに気に入られた桑哥は多言語に通じた才能を生かして、最初は「西蕃譯史」として元朝に採用されている。つまり西方諸国の通訳を手掛かりに元朝廷において昇進して行き、世祖から重宝される人物となったのであった。この例から元代には彼のよう母語以外の外国語に通じたものを「譯史」と呼称していたことがわかる。

明代においても諸外国と関係を持った関係上、外国語に堪能な人物を必要としたことは同様であった。『明史』卷三百三十二、列伝二百二十、西域において、「宣徳、正統朝、猶多重譯而至」とあるように、宣徳・正統年間（1426～1449）において中国に來朝した諸外国の使節は、幾つかの外国語の通訳を介して中国に至ったことが記されている。このようなことは外国使節だけではなく、『明史』卷百二十六、列伝十四、沐英に、「諸番、番部有重譯入貢者」とあるように、外国のみならず、中国の支配地域にいた諸民族の場合も幾人かの通訳を介して明朝との関係を保持していたことが知られる。また『明史』卷六十三、樂志三十九にも、「九夷重譯梯航到」とあり、諸外国からの來朝は幾つかの言語を介してやっと中国と関係を持つことが出来たのであった。

中国に在住する人々の中には、最初から中国に居住していたのではなかった。たとえば明末に中国に渡来したイエズス会宣教師湯若望の伝を記した『清史稿』卷二百七十二、列伝五十九、湯若望伝の中に、中国に渡来した西方の人の來歴が記されている。それには回科秋官正であった吳明炫がその先祖のことを次のように語っている。

臣祖默沙亦黑等一十八姓、本西域人、自隋開皇己未、抱其曆學、重譯來朝、授職曆官、
 歷一千五十九載、專管星宿行度。

とあり、彼の先祖は隋代に中国に渡来して曆学を担当した西域人であった。その後その子孫は
 代々中国において曆学を担当してきたのであった。西域人の祖先が中国に渡来した当初は、何
 人もの通訳を重ねて意志伝達を可能としたとされている。

それでは、明代においてこれら諸外国に通じた通訳とはどのような人びとであったであろう
 か。これに関しては既に、清の考証学者趙翼がその著『二十二史劄記』卷三十四、「海外諸番
 多内地人為通事」において、明代に中国へ来貢した海外諸国の多くの通事には中国人が多かつ
 たことを指摘しているのである。

そこで、本稿では明代に中国へ来航した海外諸国の通訳を担当した通事について述べてみた
 い。¹

II 明代の譯官

明朝は諸外国の朝貢を認め、外国からの使節を応接するために独自の通訳を必要とし養成し
 ていた。『明史』卷七十一、志第四十七、選舉三、任官によれば、

任官之事、文歸吏部、武歸兵部、而吏部職掌尤重。吏部凡四司、而文選掌銓選、考功掌
 考察、其職尤要。選人自進士、舉人、貢生外、有官生、恩生、功生、監生、儒士、又有
 吏員、承差、知印、書算、篆書、譯字、通事、鹽運司首領官、中外雜職、入流未入流官、
 由吏員、承差等選。此其大凡也。其參差互異者、可推而知也。

とあるように、明朝の人事採用は、文官は吏部が、武官は兵部が担当したが、その内吏部が多
 くの分野の人材を必要としていた。そしてその吏員の中には、外国語を解する譯字や通事を登
 用していたことが知られるように、明朝も独自の通訳である通事等を養成していた。

さらに、『明史』卷七十二、志第四十八、職官一、禮部に、

主客分掌諸蕃朝貢接待給賜之事。諸蕃朝貢、辨其貢道、貢使、貢物遠近多寡豐約之數、
 以定王若使迎送、宴勞、廬帳、食料之等、賞賚之差。凡貢必省閱之、然後登內府、有附
 載物貨、則給直。若蕃國請嗣封、則遣頒冊於其國。使還、上其風土、方物之宜、贈遺禮
 文之節。諸蕃有保塞功、則授敕印封之。各國使人往來、有誥敕則驗誥敕、有勘籍則驗勘

¹ 本稿で取上げる問題関心に関連する最近の成果としてポール・バークレー (Paul D. Barclay) 氏の
 「日本人植民地者と原住民の交流問題—台湾の『蕃界』における通事と通訳をめぐる」(『東アジ
 アにおける国際秩序と交流の歴史的研究 ニューズレター』No.2、2004年4月、10～14頁)が、清
 朝の台湾統治時代の原住民支配に際しての通事がどのような人々でどのような役割を担っていたか。
 そして日本の台湾統治初期の通事とはどのような人々であったかについて興味深い指摘をしている。

籍、毋令闖入。土官朝貢、亦驗勘籍。其返、則以鑲金敕諭行之、必與銅符相比。凡審言語、譯文字、送迎館伴、考稽四夷館譯字生、通事之能否、而禁飭其交通漏泄。凡朝廷賜賚之典、各省土物之貢、咸掌之。

とあるように、外交問題を扱う礼部にとって外国語を解し、秘密を保持する通訳官は欠くことの出来ない人員であった。

それではどのような言語を解する通訳が必要であったろうか。それに関しては『明史』巻七十四。職官三、提督四夷館に、

提督四夷館。少卿一人、正四品、掌譯書之事。自永樂五年、外國朝貢、特設蒙古、女直、西番、西天、回回、百夷、高昌、緬甸八館、置譯字生、通事、通事初隸通政使司、通譯語言文字。正德中、増設八百館。八百國蘭者哥進貢。萬曆中、又増設暹羅館。

とあり、蒙古、女直、西番、西天、回回、百夷、高昌、緬甸などの言語を解するものが必要で、永樂五年（1407）には蒙古等北辺、西辺の諸民族との関係から譯字生、通事を設けている。

これらの外国語を解する人物にはどのような人がいたのであろうか。それについては、『明史』巻百六十七、列伝五十五、哈銘伝の記事が参考になろう。

有哈銘者、蒙古人。幼從其父為通事、至是亦侍帝。帝宣諭也先及其部下、嘗使銘。也先輩有所陳請、亦銘為轉達。帝獨居嚮廬、南望悒鬱。二人時進諧語慰帝、帝亦為解顏。・
・哈銘從帝還、賜姓名楊銘、歷官錦衣指揮使、數奉使外蕃為通事。孝宗嗣位、汰傳奉官、銘以塞外侍功、獨如故。以壽卒於官

とあるように、蒙古人の哈銘は幼少の頃に父に従って中国に渡来して通事となり明朝に使えていた。その後、明朝の信任を得て姓名楊銘を賜り、錦衣指揮使となってしばしば使者とし通訳を行っていたことが知られる。

このように外国人が通訳となった場合に対して、漢人を通訳として使っていた場合もあった。『明史』巻三百三十二、列傳第二百二十、西域四、撒馬兒罕には、

〔嘉靖〕十五年入貢復如故。甘肅巡撫趙載奏：「諸國稱王者至一百五十餘人、皆非本朝封爵、宜令改正、且定貢使名數。通事宜用漢人、毋專用色目人、致交通生釁。部議從之。

とあるように、甘肅巡撫の趙載は外国人通事を信用せず、漢人の通事を使用して、特に西域からの色目人の通訳に対して危惧していた。このことはさらに『世宗実録』嘉靖十六年正月壬寅（二十二日）条に詳しく記されている。

礼部覆甘肅巡撫趙載所議二事、一言、西域、土魯番、天方、撒馬兒罕各國稱王者、百五十餘、皆本朝封爵。...、今宜役譯審酋長体例、使臣名數、及查四夷一切事宜、定為限制、冒濫稱王者、責令改正、違例入貢者、以礼阻回。每國分為等第、每十人許二人赴京、余留在辺聽賞。一言、外夷通事、皆以色目人為之、往往視彼為親、視我為疎、在京、則教

其分外求討、伴回、則令其潛買禁物、且諸夷之中、回夷最黠、其通事宜以漢人、毋令交通以生夷心。詔如議。

とある。嘉靖十六年（1537）のことであるが、甘肅巡撫の趙載は、中国の西北地域との関係を中心として述べ、その諸国の問題点を指摘している。その一つが、西北諸国が勝手に王号を称しているためその対策を考え、諸国が勝手に妄りに王号を唱えることを取り締る必要があるとともに、外国人通事に関して注意する必要があることを喚起している。特に色目人通事の場合、北京で輸出禁止のものを本国に持ち帰るようなことをするなど問題を生ずることが多かった。それらのことを防御するためには、通訳としては漢人を採用する必要があるとしている。

以上のように、外国との関係を無視できない明朝であったが、異文化交流で生ずる問題として、接触の初期面で発生する問題は通事から生じていたのであった。

III 明代海外諸国の通事

永楽帝が鄭和を海外諸国に派遣して以降、多くの海外諸国が明朝に来朝するが、その際に最初の接触を行った通訳、とりわけ通事がどのような役割を担い、またどのような人物が介在していたかを安南、日本、琉球、占城、暹羅、爪哇、満刺加などの東南アジアを中心とする海外諸国の例から見てみたい。

(1) 安南国通事

明朝とは密接な関係にあったヴェトナムの通事の場合について見てみたい。ヴェトナムは、明朝では安南と呼称していた。明朝と安南との関係において通事のことで問題になったことが、『孝宗實録』弘治七年十月壬子（日）の条に次のように見える。

命逮治鴻臚寺通事序班范峻、以縱容安南進貢使臣私自交易及織造違禁段匹也。

とある。弘治七年（1494）に、鴻臚寺通事序班の范峻が安南の進貢使との間で秘密裏に明朝宮廷の御用のための絹織物を製造する織造局が製造した絹織物を安南国の進貢使との間で交易したことで逮捕されている。通事の特別な立場を利用して違法なことをしていた事例である。

また『明史』卷三百二十一、列伝二百九、安南伝にも通事に関する問題が見られる。

[弘治]十年、灑卒、私諡聖宗。其改元二、光順十年、洪德二十八年。子暉繼、一名鐙、遣使告訃、命行人徐鈺往祭。尋賜暉皮弁服、金犀帶。其使臣言、國主受王封、賜服與臣下無別、乞改賜。禮官言、安南名為王、實中國臣也。嗣王新立、必賜皮弁冠服、使不失主宰一國之尊、又賜一品常服、俾不忘臣事中國之義。今所請、紊亂祖制、不可許。然此非使臣罪、乃通事者導之妄奏、宜懲。帝特宥之。

とあり、弘治十年（1497）に安南黎朝の聖宗黎思誠が亡くなり、その子の黎鐙が王位継承を希

望して、明朝に対して冊封を求めた。その際に安南と明朝との間に小競り合いを生じている。この紛争は、時の皇帝弘治帝は使者による障害ではなく、通事の誤訳によって生じたとして処置している。通事が単に言語の通訳以上のことを行ったことをしたと考えられる事例であろう。この例からも明らかなように通事は外交交渉において重要な役割をもっていたのである。

(2) 日本国通事

明朝は 15 世紀初に日本を冊封諸国の一国に加えたことから、日本から遣明使を派遣している。その派遣された遣明使に加わった通事のことについて、『明史』卷三百二十二、列傳第二百十、外國三、日本に次のようにある。

成化四年夏、乃遣使貢馬謝恩、禮之如制。其通事三人、自言本寧波村民、幼為賊掠、市與日本、今請便道省祭、許之。戒其勿同使臣至家、引中國人下海。

とあり、成化四年（1468）に日本から使わされた使節団の中に加わっていた通事の三名は日本人ではなく中国人であったことが知られる。その通事となった彼らは、元々は寧波の村民で幼少の頃に拉致されて日本に売られた人物であった。日本の使節団に加わり中国に戻った彼らは郷里に戻り祖先の墓参りを希望したのである。使節団を同行して郷里に戻ること、さらに中国人を海外に伴うことを厳禁して、帰郷が許されている。

さらに『明実録』成化四年六月戊戌（十日）の条に、

日本國通事林從杰等三人奏、原係浙江寧波等府衛人、幼被倭賊掠賣與日本、為通事。今隨本國使臣入貢將還、乞容便道省察。從之。仍禁其勿同使臣至家、及私引中國人下番、如違、聽有司治罪。

とあるように、成化四年（1468）に朝貢してきた日本の使節団の三人の通事とは、浙江省寧波府出身の林從杰等であった。彼らは幼少の頃に倭寇に拉致され日本に売られた者達であった。その後、日本からの朝貢団に通事として加わり、この機会を得て帰郷と墓参を願い出たのであった。

ところで、この時の日本側の入明派遣の記録である『戊子入明記』によれば、通事として次の五名が記されている。

柴通事 沈通事 薛通事 張通事 林通事 阮通事²

おそらく、この中の林通事が、明實録に見える林從杰であることは歴然であろう。通事はいずれも一字姓であり、さらにその姓名に使用されている漢字姓から見て五名全員が中国人であった可能性が高いと思われる。

² 『大日本史料 第八編之一』東京大学史料編纂所、1913年3月、1968年6月覆刻、551～552頁。

(3) 琉球国通事

明朝にとって恭順な朝貢国の一であった琉球国の通事の場合にはどのようなものであったろうか。『明史』卷三百二十三、列傳第二百十一、外國四、琉球に次のようにある。

琉球居東南大海中、自古不通中國。元世祖遣官招諭之、不能達。洪武初、其國有三王、曰中山、曰山南、曰山北、皆以尚為姓、而中山最強。…二十三年、中山來貢、其通事私攜乳香十斤、胡椒三百斤入都、為門者所獲、當入官。詔還之、仍賜以鈔。

とあり、洪武二十三年（1390）に琉球中山王が朝貢してきたが、使わされた通事が密かに乳香十斤、胡椒三百斤を持ち込んだところ、おそらく南京の會同館の門者によって発見されたのであった。通事が不正に自己荷物を持ち込もうとしたことが発覚したのである。

『太祖實録』洪武二十三年正月庚寅（二日）の条には、通事の名が記されている。

中山王所遣通事屋之結者、附致胡椒三百餘斤、乳香十斤、守門者驗得之以聞、當没入其貨。詔皆還之、仍賜屋之結等六十人鈔各十錠。

とある。琉球中山王が派遣した通事は屋之結であった。彼が南京に私的に持込んで発見されたのは胡椒 300 余斤と乳香 10 斤であった。これらは琉球国が南海貿易で得たものであったことは歴然である。それらを南京で処分して帰国の際に中国産品を手に入れようとしたものと思われる。発覚したが、洪武帝の厚意により返却されている。

琉球国の『中山世譜』卷三、察度王に、

〔洪武〕二十三年庚午、王派遣通事屋芝結等、表賀方物、世子武寧、亦貢馬五匹、硫黃二千斤、胡椒二百斤、蘇木三百斤。³

とある。この記事から中山王は察度王であり、通事は屋芝結であったことが知られるが、南京での屋芝結の乳香 10 斤、胡椒 300 余斤等が発覚された事実は記されていない。

琉球国の『中山世譜』卷五、尚徳王に、

〔成化〕五年己丑、王遣長史蔡璟等、奉表入貢、已又遣查農是等入貢、宴賚悉如例。⁴

とあり、成化五年（1469）に琉球中山王尚徳は長史蔡璟等を中国に派遣した。その派遣された蔡璟が中国到着後次のように述べている。『明史』卷三百二十三、列傳第二百十一、外國四、琉球に、

成化五年、其貢使蔡璟言、祖父本福建南安人、為琉球通事、傳至璟、擢長史。乞如制賜誥贈封其父母、章下禮官、以無例而止。

とあり、さらに『憲宗實録』成化五年三月壬辰（八日）の条には、

³ 『中山世譜』卷三、『琉球史料叢書』第4巻、1940年12月初版、1990年5月復刻再版、鳳文書館、43頁。

⁴ 『琉球史料叢書』第4巻、74頁。

琉球國中山王長史蔡璟、以祖本福建南安縣人、洪武初奉命于琉球國導引進貢、授通事。

父襲通事、傳至璟、昇長史。至是、奏乞照例賜誥封贈其父母、下吏部、以無例而止。

とある。成化五年（1469）に中国に派遣された琉球国長史の蔡璟は、先祖が福建泉州府南安縣の出身で琉球国に渡り通事となり、蔡璟の代になって長史に抜擢されたことが知られる。中国へ渡来したことを契機に、中国人であった父母に贈封して欲しい願いを成化帝に要請したのである。しかし『明史』は禮部とするが、『憲宗實録』は吏部の官としているものの、明官吏はそのような事例がないとして、蔡璟の要請は却下されている。『憲宗實録』に「洪武初奉命于琉球國導引進貢、授通事」と記しているように蔡璟は、後に「閩姓三十六姓」と呼称された人々の子孫であつたらう。

(4) 占城国通事

ヴェトナムの南にあつた占城も明朝の朝貢国であつた。『明史』卷三百二十四、列傳第二百十二、外國五、占城によれば次のようにある。

正徳五年、沙古ト洛遣叔父沙係把麻入貢、因請封。命給事中李貫、行人劉廷瑞往。貫抵廣東憚行、請如往年古來故事、令其使臣領封。廷議、遣官已二年、今若中止、非興滅繼絶義。倘其使不願領封、或領歸而受非其人、重起事端、益傷國體、宜令貫等亟往。貫終憚行、以乏通事、火長為詞。廷議令廣東守臣采訪其人、如終不得、則如舊例行。

正徳五年（1510）に占波王古來が死去し、同年にその子の沙古ト洛が世襲を求め叔父の沙係把麻を派遣してきた。そこで正徳帝は給事中の李貫と行人の劉廷瑞を派遣したが、李貫は廣東に至って、通事が乏しいとの理由をつけて占波への渡航を渋っていたことが知られる。通事が居ないことを理由として冊封使が占城国への渡航を渋る理由になった事例と言える。

(5) 暹羅國通事

暹羅国が弘治十年（1497）に中国に派遣した際の通事は福建省出身の中国人であつた。『孝宗實録』弘治十年九月辛卯（十三日）の条に、

暹羅國所遣通事秦羅自陳、為福建清流縣人、因渡海飄風、流寓暹羅國、今使回便道、乞展墓、依期歸國。許之。

とあり、暹羅国から派遣された通事の秦羅等の自称によれば、彼は福建省汀州府清流縣の出身で、海外に出た際に漂流して暹羅国にたどりつき、暹羅国に居住していた。今回暹羅国が派遣する使節団の通事として加わり帰国することが出来た。そこで清流縣への墓参を願い出て許されている。この秦羅は明らかに中国人であつた。

(6) 爪哇國通事

爪哇国が正統元年（1436）に中国に派遣した際の使者は中国人であった。『英宗實録』正統元年閏六月壬辰（二十八日）の条に、

爪哇國使臣財富八致滿榮自陳、初姓洪名茂仔、福建龍溪民、取魚為業、被番倭虜去、脱走于爪哇、改今名。遣進方物來京、願乞復業。上命有司給脚力口糧、送還本家。

とある。爪哇国の使者である財富八致滿榮の自称によれば、彼の旧名は洪茂仔であり、福建省漳州府龍溪の人で漁業によって生業を立てていた。それがおそらく漁獵中において倭寇に拉致されたが脱走して爪哇国に至り、財富八致滿榮と名を改めたのであった。今回は爪哇国の使者として帰国できたが、帰郷し元々の生業に就きたい希望を正統帝に要請して認められ、郷里への帰郷のための旅費も支給されている。

ついで正統三年（1438）に来朝した爪哇国の通事も中国人であった。『英宗實録』正統三年六月戊午（六日）に、

爪哇國使臣亞烈馬用良、通事良殷、南文旦奏、臣等本皆福建漳州府龍溪縣人、因漁于上命殷還郷、冠帶閑住。用良、文旦許祭祖、有司給口糧脚力。

とある。爪哇国の使者である馬用良と通事の良殷、南文旦等は元来福建省漳州府龍溪縣の人であって、漁獵中に海難に遭遇して爪哇国に漂着したのであった。馬用良と南文旦は帰郷して先祖の墓を造営したいこと、良殷は帰郷して郷里に住まいすることを要請した。正統帝はいずれも彼らの願いを許している。

しかし、これら中国人の中には、中国の使者と偽称して爪哇国に赴き交渉する者がいたことが知られる。正統十年（1445）にはそのことが指摘されている。『英宗實録』正統十年三月乙未（二十二日）の条に、

福建縁海民、有偽称行人正使官、潜通爪哇國者。

とある。福建沿海地域の人々が明朝の使者と称して密かに爪哇国と内通していたことが知られるのである。

『憲宗實録』成化元年（1465）七月戊申（三日）の条には、

爪哇國遣使臣梁文宣入貢方物、舶至廣東。廣東廣海衛有段鎮者、常泛海為奸利、識文宣、因誘出其附餘貨物、乾没之。且導其舶泊潮州港、指揮周岳受委封盤、又私留其玳瑁百餘斤。巡按御史以聞、命追問岳。以鎮為奸利日久、發充大同威遠衛軍。

とある。爪哇国の使者梁文宣が廣東に来航したが、廣東廣海衛の段鎮は役職を利用して密貿易をして梁文宣とは懇意な中であり、爪哇船を潮州港に誘導し、そして積荷の玳瑁100余斤を密取引しようとしたのが発覚したのである。段鎮は山西の大同威遠軍への流刑を受けている。この爪哇国側の使者の梁文宣は、おそらく中国人で通訳も出来たことは確かであろう。

『明史』卷三百二十四、列傳第二百十二、外國五、爪哇には、

成化元年入貢。弘治十二年、貢使遭風舟壞、止通事一舟達廣東。禮官請敕所司、量予賜賚遣還、其貢物仍進京師、制可。自是貢使鮮有至者。

とあり、弘治十二年（1499）に爪哇国が派遣した朝貢船が遭難し通事が搭乗した船のみが廣東に達した。通事の乗船した船のみが廣東に到着できたのは海路などを知った中国人通事であったためでなかったかと思われる。

『孝宗實録』弘治十四年三月壬子（四日）の条には、

江西信豊縣民李招帖與邑人李廷方、福建人周程等、私往海外諸番貿易、至爪哇、誘其國人哽亦宿等、賚番物來廣市之。哽亦宿父八禘烏信者、其中頭目也、招帖又其子誘之、得爪字三號勘合底簿故紙藏之、以備緩急。

とあり、江西省南西部の贛州府信豊縣の人であった李招帖と李廷方そして福建人の周程等が密出国して海外貿易に赴き爪哇に至り、弘治十四年（1501）に爪哇国の使者として広州に来航した。その際に正式な使節と成りすますために、李招帖は爪哇国の頭目の息子の哽亦宿を誑かして明朝から爪哇国に与えられていた爪字三號勘合底簿を手に入れ保持していたのであった。このように李廷方等は広州に来航した爪哇国の通事の替わりをしていたことは想像に難くない。

(7) 滿刺加國通事

正徳三年（1508）に来朝した滿刺加国、マラッカ国の通事も中国人であった。『明史』卷三百二十五、列傳第二百十三、外國六、滿刺加に、

正徳三年、使臣端亞智等入貢。其通事亞劉、本江西萬安人蕭明舉、負罪逃入其國、賂大通事王永、序班張字、謀往浣泥索寶。而禮部吏侯永等亦受賂、偽為符印、擾郵傳。還至廣東、明舉與端亞智輩爭言、遂與同事彭萬春等劫殺之、盡取其財物。事覺、逮入京。明舉凌遲、萬春等斬、王永減死罰米三百石、與張字、侯永並戍邊、尚書白鉞以下皆議罰。

劉瑾因此罪江西人、減其解額五十名、仕者不得任京職。

とある。正徳三年に来航した滿刺加国の使節団の通事は江西省の中西部にある吉安府萬安縣出身の蕭明舉であった。彼は罪を犯して海外逃亡して滿刺加に至った。滿刺加の大通事王永等に賄賂を渡して浣泥に行こうとしたのである。さらに蕭明舉のことは『武宗實録』正徳五年（1510）正月己卯（二十二日）の条にも見える。

滿刺加國王所遣使有亞劉者、本江西萬安人蕭明舉也、以罪叛入其國、為通事。至是、與國人端亞智等來朝、并受厚賞、因賂大通事王永、序班張字、謀往浣泥國索寶、而禮部吏侯永等亦受賂、偽造符印、擾害驛遞。后與亞智等二十一人相紛爭、遂謀諸同事彭萬春等、共劫殺之、盡得其財物。事覺、逮至京明舉擬凌遲、萬春等處斬、各梟首示衆、王永減死

罰米三百石、張字、侯永等成邊、…

とある。マラッカから明朝に使わされた亞劉はもともと江西の萬安縣出身の蕭明舉であった。罪を犯して逃亡しマラッカ国に逃れ、正徳五年の通事となって帰国したのである。亞劉・蕭明舉の郷里である江西の萬安縣は、江西省の中西部にあり、萬安縣は広東省との省境にある庾嶺から北流し鄱陽湖に流入する贛江の中上流部に位置していることから、亞劉・蕭明舉は広東省に逃れ、その後渡海してマラッカに赴いたのであろう。

IV 小 結

上述のように、明代に來航した海外諸国の朝貢使節団の中に少なからざる中国人通事が加わっていたことが知られる。彼等が諸外国の通事となった理由の多くは、海難事故に遭遇して海外に至って通事となって再び故国に帰国した場合や、密かに海外貿易に加わり海外諸国において居住しその国の使節団に通事として加わり帰国した場合。また中国国内で罪を犯して海外諸国に逃れ居住して、その後に朝貢使節団に加わって帰国した場合などが見られるのである。

これら通事は、単に言語の通訳だけでなく、通事によっては様々な知識などが提供された。たとえば、『明史』卷三百二十六、列傳第二百十四、外國七、阿丹によれば、

嘉靖時、製方丘朝日壇玉爵、購紅黃玉於天方、哈密諸蕃、不可得。有通事言、此玉產於阿丹、去土魯番西南二千里、其地兩山對峙、自為雌雄、或自鳴。

とあるように、嘉靖年間（1522～1562）に玉爵を製作するために紅黃玉を天方や哈密国に求めたが入手できないで居たところ、通事の一人が、この玉は阿丹から産出することを知らされそれを入手している。通事が外国事情を教示した事例である。

他方、通事が明朝にとって諸外国との通好關係にとって必ずしも良い結果が得られるものではないと見なされた。『憲宗實録』成化十六年十二月丁未（二日）の条に、

兵部言、通事人等、多扇惑外夷、代之飾詞奏請、…附館伴之人、齎至京師、令大通事親爲閱實。

とあるように、成化十六年（1480）に通事が外国諸国をそそのかして、外国諸国に替わって通事の勝手に明朝に奏請していた事実があったことは既に熟知されていたのである。そのため、京師に到着したならば明朝側の大通事によって奏請を熟読吟味することの必要性を喚起していたのである。

【付記】本稿は、平成16年度科学研究費補助金・基盤研究（(C)（2））「14世紀～20世紀初頭の東アジア海域諸国における海外情報の研究」（研究代表者：松浦章）による成果の一部である。